

公立大学法人新潟県立看護大学告示第1号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示（平成25年4月1日公立大学法人新潟県立看護大学告示第2号）の一部を次のように改正し、平成27年8月11日以降に実施する試験から適用する。

平成27年8月11日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 渡邊 隆

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下、「改正部分」という。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下、「改正後部分」という。）に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験の名称	開示する内容			試験の名称	開示する内容		
(略)				(略)			
県立看護大学事務局職員採用試験	第1次試験の不合格者に係る得点及び順位	第1次試験の合格発表の日から1か月間	県立看護大学総務課	県立看護大学事務局職員採用試験	種目別得点、総合得点及び順位	選考考査の結果(合否)通知日から1か月間	県立看護大学総務課
	第2次試験の受験者に係る第1次試験、第2次試験の種目別得点、総合得点及び順位	最終合格発表の日から1か月間					